

山形県公害審査会の現況

山形県公害審査会事務局長
山形県環境エネルギー一部水大気環境課長
小野 保博

山形県について

- 東北地方の南西部に位置する山形県は、県土面積が93万haと国土面積の約2.5%（全国第9位）で、このうち72%を森林が占めている自然豊かな土地です。
- 全国生産量の大部分を占める「**さくらんぼ**」や「**ラ・フランス**」、芭蕉の句がある「**山寺**」や「**最上川**」、夏スキーの「**月山**」などが知られています。
- 人口は、114万人で日本の約1%です。

山形県の全国ベストワン



■ プナ天然林の広さ

- 15万ha(全国の16.3% : 平成12年)

■ 東根の大ケヤキ

- 幹回り16m 推定樹齢1,500年以上(国特別天然記念物)

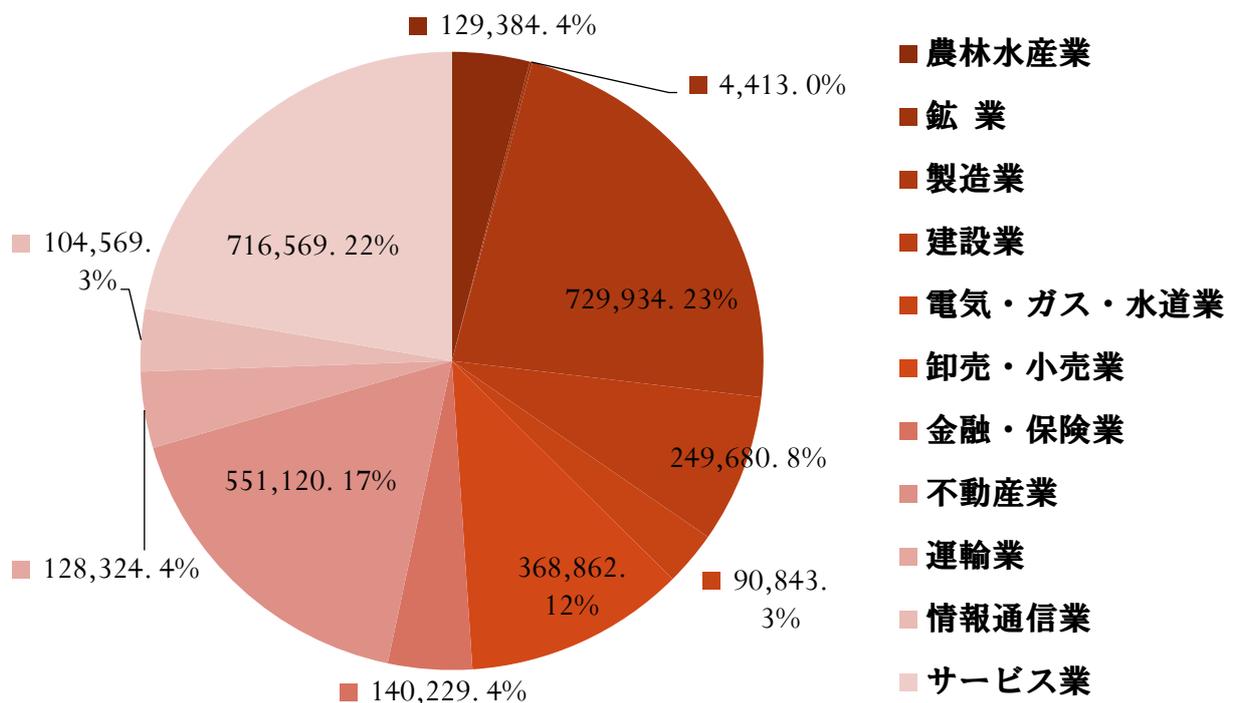
■ 羽黒山の石段

- 2,446段(江戸時代以前の石段で最も長い)

2

山形県の産業構造

県内総生産 (H26名目、単位：百万円)



3

山形県の公害苦情

年 度	典型7公害							典型7公害外				合 計			
	大汚	気染	水汚	質濁	土汚	壊染	騒音	振動	地沈	盤下	悪臭		小計	不投	法棄
H17	238		270		11		114	12	0	155	800	93	126	219	1,019
H18	206		254		7		101	7	0	129	704	146	91	237	941
H19	189		248		4		105	5	1	182	734	156	172	328	1,062
H20	169		210		1		106	5	0	529	1,020	138	136	274	1,294
H21	167		187		4		105	5	0	853	1,321	164	117	281	1,602
H22	171		223		14		94	3	1	616	1,122	127	141	268	1,390
H23	127		209		14		71	5	1	488	915	149	131	280	1,195
H24	132		259		3		68	4	0	460	926	115	120	235	1,161
H25	128		188		4		89	1	0	181	591	192	148	340	931
H26	117		171		2		69	1	1	149	510	118	181	299	809

4

山形県の公害審査会

■ 委員の選任状況

委員数	10名		
委員構成	法律関係分野	弁護士	3
	公衆衛生分野	医師	3
	産業技術分野	学識経験者	3
	調停・生活相談関連分野	民事調停委員	1
任期	3年	平成26年1月1日～28年12月31日	

5

山形県の処理事件

処理年	手続き	概要	結果
平成9年	調停	廃棄物の野焼きによる悪臭、不快感	○調停成立
平成9～10年	あっせん	水田への農業空中散布による健康被害	○あっせん成立
平成11～12年	調停	産業廃棄物最終処分場から排出される処理水による河川汚染、健康被害	○一部申請人を除き調停成立
平成19	調停	堆肥製造施設・豚舎からの悪臭	
	～21年①		①堆肥製造業者との調停成立（平成21年7月）
	～27年②		②養豚業者との調停成立（平成27年10月）
平成21～25年	調停	豚舎からの悪臭	■調停打ち切り
平成24～25年	調停	飲食店からの騒音	■調停打ち切り

6

平成19年（調）第1号事件について

■ 申請の概要

- (1) 受付日：19年11月30日
- (2) 申請人及び被申請人
 - (申請人) 住民団体(地区自然環境保全推進協議会)
 - (被申請人) 堆肥製造業者
 - (被申請人) 養豚業者
- (3) 調停を求める事項
 - 悪臭対策を早急に講じること。
 - 講じない場合は、1年間の猶予期間後、事業場を移転すること。

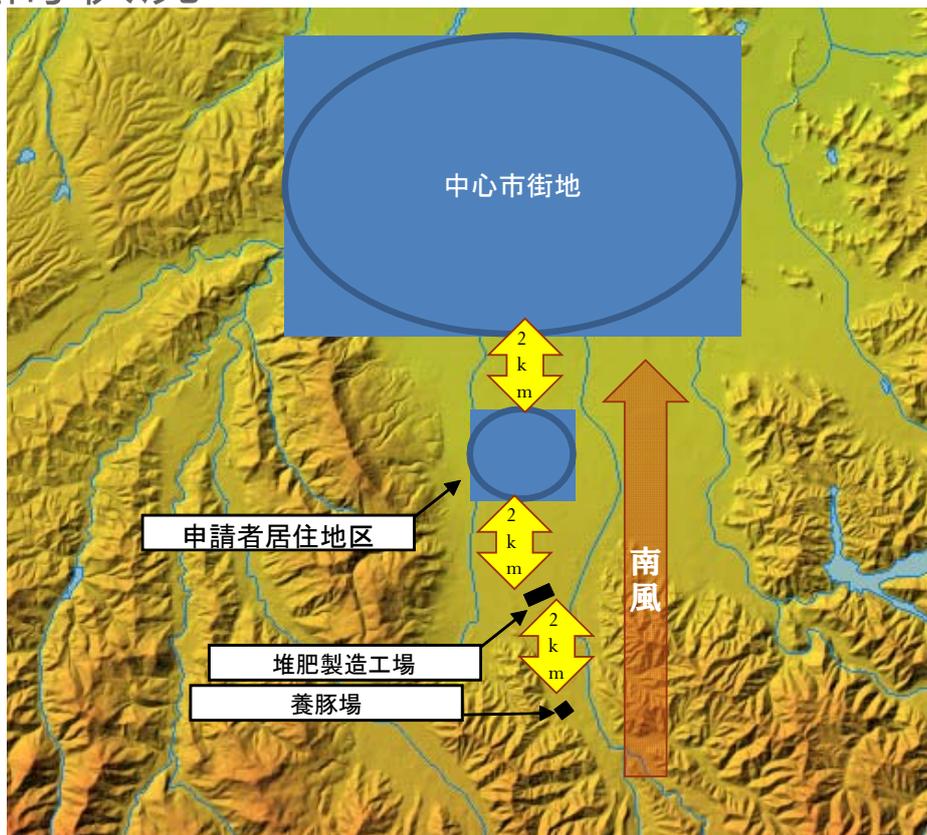
7

被申請人概要

- 堆肥製造業者（平成13年操業）
 - 原料：動植物性残渣、動物の糞尿、汚泥、木屑
 - 受入れ量：年約20,000t
 - 堆肥出荷量：年約5,000t
 - 産業廃棄物処理業許可あり
- 養豚業者（昭和62年操業）
 - 豚約7,000頭（内母豚約660頭）
 - 水質汚濁防止法に規定する特定事業場

8

地理的状況



9

調停申請までの経緯（堆肥製造）

- 平成13年2月：事業開始
- 同年5月：事業者が事業所敷地境界で自主測定。特定悪臭物質11項目が、参考規制値を全て下回る。
（A区域を参考基準とするが、事業所所在地は工業専用地域であり規制対象外）
- その後、同年8月、12月、14年8月、16年3月にも同様に実施するが、参考規制基準値を全て下回る。
- 同年8月：周辺住民から悪臭苦情あり。以後、度々苦情あり。

10

施設状況



堆肥舎搬入口エアカーテン

堆肥舎内部



11

脱臭装置



12

堆肥製造業者との調停まとめ

- 1 申請人が要望する施設の改善について、事業者が要望通り施設の密閉化や脱臭装置の設置等を実施
- 2 悪臭公害防止協定を締結する等事業者が協力的であり、申請人が事業者の対応に一定の評価
- 3 事業者は産業廃棄物処理業の許可を更新せず、平成26年5月に堆肥製造事業を終了
- 4 平成26年7月：市と事業者の悪臭公害防止協定廃止

13

調停申請までの経緯（養豚）

- 昭和62年2月：周辺地区から悪臭及び尿処理についての苦情発生
 - 市が尿処理施設導入指導
- 昭和63年1月：汚水処理施設の整備実施
- 同年11月：周辺地区から苦情申立
- 平成元年5月：汚水処理施設を再整備
- 平成2年8月：悪臭苦情を受けて消臭剤の使用を開始

14

施設の状況



堆肥舎

汚水処理施設



15

野積み堆肥



16

悪臭防止法の規制



環境省パンフレット「よくわかる臭気指数規制2号基準」から抜粋

17

養豚業者との調停まとめ

- 1 市が悪臭防止法に基づき強力に指導（2号基準での規制等）
- 2 事業者が初期は非協力的であったが、最終的に約6,500頭から約3,500頭に約45%減産する等の経済的な負担が大きい対策を実施
- 3 期日外での話し合いにより一定の信頼関係
- 4 市と協力し、移転等検討中

18

《ご清聴ありがとうございました》

